

平成23年11月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成23年11月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年11月10日（木） 午後3時00分開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
(追加議案)
議案第33号 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第34号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）について
議案第35号 市川市立大洲小学校校舎耐震補強工事請負契約について
議案第36号 市川市立東国分中学校校舎耐震補強工事請負契約について
議案第37号 市川市市川駅南口図書館指定管理者の指定について
議案第38号 市川市放課後保育クラブ指定管理者の指定について
 - 6 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
(追加議案)
 - 議案第33号 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第34号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）について
 - 議案第35号 市川市立大洲小学校校舎耐震補強工事請負契約について
 - 議案第36号 市川市立東国分中学校校舎耐震補強工事請負契約について

議案第37号 市川市市川駅南口図書館指定管理者の指定について
議案第38号 市川市放課後保育クラブ指定管理者の指定について

- 5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 笑美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	岡本 博美	教育総務部長	下川 幸次
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	藤間 博之
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	高橋 まゆみ
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	赤石 欣弥
指導課長	押田 敏郎	保健体育課長	水嶋 雅
教育センター所長	平山 淳子	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
公民館センター長	齋藤 忠昭	中央図書館長	松本 雅貴
考古博物館長	新木 等	自然博物館長	宮田 明吉

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	山田 浩一
〃	副主幹	近藤 孝子
〃	副主幹	宮内由美子

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成23年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、お配りした日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、中村委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

議事日程の1ページをごらんください。市川市奨学生選考委員の委嘱につきましては、任期が2年と定められており、このたび平成23年11月30日をもって満了となりますことから、市川市奨学資金条例第10条の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要があるため提案させていただくものでございます。2ページをごらんください。委員の人数につきましては、条例で8名と規定されており、また、同条例施行規則第12条で第1号委員から第5号委員は各機関より推薦された委員をもって構成するものとされております。そこで、このたび各機関に対しまして推薦の依頼を行った結果、6名のうち4名の方が再任、2名の方が新規にご推薦をいただいたところでございます。新規の方につきましては、第2号委員で公立高等学校関係者の県立国分高等学校校長の山中克男様、第5号委員で民生委員児童委員協議会の主任児童委員である山岸典子様、さらに第6号委員につきましては学識経験者に該当することから、推薦機関の区分はございませんが、前回と同様に市川市男女共同参画センター相談員から吉田昭枝様をご推薦させていただいたものです。合計8名の方がそれぞれの機関より市川市奨学生選考委員会の委員としてご推薦をいただいたところでございます。なお、男女の構成比では、男性5名、女性3名で、女性の登用率は37.5%となっており、前回と同様でございます。以上、市川市奨学生選考委員会委員の委嘱につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、本日

は追加議案が提出されております。審議を続行いたします。議案第33号 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 中央図書館長

資料は2ページからをごらんください。改正理由といたしましては、図書のより有効な利用を図るために個人利用者の貸し出し冊数、条文でいいます「館外貸出しを受けることができる図書館資料」のうち、図書の数量を見直す必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。本市の図書館におきましては、平成6年の中央図書館の開館に伴いまして、市民の利用の自由度をより高め、利用者それぞれの読書量に応じて、またそれぞれの良識においてご利用いただくという趣旨で、従来、5冊であったものを「無制限」としたところですが、近年数百冊の本を借りる利用者があらわれたことから、図書館の資料は市民の共有の財産であるという認識のもと、これを適正に管理し、広く多くの市民が平等に図書に触れる機会を提供する目的から、公平性と利便性の均衡を図るために改正するものです。なお、図書館の設置と管理に関する条例につきましては、中央図書館を含む複合施設である生涯学習センターと行徳図書館を初めとした地域にある図書館との条例が2本ありますので、この貸し出し冊数に係る箇所を一緒に改正する必要があるため、2つの条例の改正をするものでございます。7ページの条例の新旧対照表をお願いいたします。改正内容といたしましては、個人利用者の図書の館外貸し出しについては、現行の「無制限」から「20」に改め、市川市立図書館を通じて20冊を上限といたします。この「20」という冊数については、本市の図書館の有効登録者約16万4,000人のうち99.75%が20冊の範囲で館外貸し出しを受けている実績、他市の図書館の貸し出しの状況等を踏まえまして「20」としたところでございます。なお、本案の施行期日は平成24年4月1日を予定しております。以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第33号につきましては、教育委員会として市長への意見はなしということでよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見はなしといたします。次に議案第34号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育

費に係る部分) についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

それでは、議事日程の10ページ、議案第34号平成23年度市川市一般会計補正予算(第3号)の教育費に係る部分についてご説明いたします。資料の11ページをお願いいたします。このたび平成23年度12月補正となります市川市一般会計補正予算(第3号)の予算案が確定いたしまして、12月市議会定例会に議案を提出するに当たりまして、教育費に係る部分について、市長に意見を申し出る必要がございますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして教育委員会の議決をお願いするものでございます。それでは、まず歳入歳出予算補正の歳入からご説明申し上げます。第13款国庫支出金第1項国庫負担金第3目災害復旧費国庫負担金についてご説明いたします。これは、ことし3月の東日本大震災により被災した北方小学校、塩浜小学校、塩浜中学校の3校の復旧工事費に対して国庫負担が適用されることから、小学校災害復旧事業費負担金として2,473万5,000円、中学校災害復旧事業費負担金として2,020万円を計上するものでございます。続きまして、第2項国庫補助金第6目公債費国庫補助金、史跡用地購入事業債元利償還費補助金についてご説明いたします。これは、平成22年度に史跡用地を購入するに当たり、その財源として市債を計上いたしまして、平成23年度から、その元利償還費が国庫補助の対象となっておりますが、借り入れに当たっては、当初予定していた金利より低い金利での借り入れが可能となりましたことから、毎年度の元利償還費も当初見込みより減少したために、232万4,000円の減額補正を行うものでございます。続きまして、第15款財産収入第1項財産運用収入第2目利子及び配当金、青少年教育国際交流基金利子についてご説明いたします。これは、青少年教育国際交流基金の運用利率が当初見込みを上回ったことから、その基金利子について19万8,000円の増額補正を行うものでございます。続きまして、第17款繰入金第8項第1目青少年教育国際交流基金繰入金についてご説明いたします。これは、ドイツ・ローゼンハイムへの視察事業に係る経費の削減に努めましたほか、ドイツのローゼンハイムからの生徒受け入れ事業がことし3月の東日本大震災により中止となりましたことから、当初予算に不用額が生じたため、249万9,000円の減額補正を行うものでございます。続きまして、第20款第1項市債第6目教育債、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡用地購入事業債についてご説明いたします。これは、今年度買い上げを予定しております史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡用地の土地購入費において、不動産鑑定士による土地価格調査の結果、不動産鑑定額が当初予算を上回ったこと、また、家屋等移転補償金についても専門業者による調査の結果、当初予算を上回ったことから、その増額分の財源といたしまして3,000万円の増額補正を行うものでございます。続きまして、第8目災害復旧債、公立学校施設災害復旧債でござ

いますが、国庫負担金の補正でご説明いたしましたとおり、北方小学校、塩浜小学校、塩浜中学校の3校の復旧工事が国庫負担の対象となったところがございますが、市債についても国庫負担金の補正にあわせまして復旧工事の財源として計上する必要がございますことから、小学校災害復旧事業債で5,600万円、中学校災害復旧事業債で980万円を計上するものでございます。以上、歳入については合計で1億3,611万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、歳出についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。第10款教育費第1項教育総務費第3目学校教育指導費についてご説明いたします。これは、歳入でもご説明しましたとおり、ドイツ・ローゼンハイムへの視察事業に係る経費の削減に努めましたほか、ドイツのローゼンハイムからの生徒受け入れ事業がことし3月の東日本大震災により中止となりましたことから、職員旅費、委託料、補助金合計で299万3,000円の減額補正を行うものでございます。続きまして、第2項小学校費第1目学校管理費についてご説明いたします。まず、放射線量低減対策作業委託料でございますが、市川市は放射線量低減の取り組みに係る基本方針を定めまして、1つとして、空間線量が1時間当たり0.23 μ Sv以上となる市の施設については優先的に低減対策に取り組む、また、空間線量が、時間当たり0.19 μ Sv以上0.23 μ Sv未満となる市の施設についても低減対策に取り組むとしましたことから、今後の学校施設内の空間線量測定の結果、この基準を超えた市立小学校については、放射線量の低減を図るための作業委託料といたしまして1,200万円を計上するものでございます。次に、学校用電話機賃借料でございますが、これは、各市立小学校に設置しております電話機の賃貸借契約において入札差金が生じたことから、274万円の減額補正を行うものでございます。次に、北方小学校渡り廊下新築工事費でございますが、これは、ことし3月の東日本大震災により北方小学校の渡り廊下が損傷したことにより使用できなくなりましたことから、再度、渡り廊下を建築するため、新築工事費4,300万円を計上するものでございます。続きまして、第3項中学校費第1目学校管理費についてご説明いたします。まず、放射線量低減対策作業委託料でございますが、これは、既に小学校費でご説明しましたのと同様に、今後の空間線量の結果、基準を超えた市立中学校については放射線量の低減を図るための作業の委託料といたしまして800万円を計上するものでございます。次に、学校用電話機賃借料でございますが、これも小学校費の賃借料と同様に、各市立中学校に設置しております電話機の賃貸借契約におきまして入札差金が生じたことから、118万4,000円の減額補正を行うものでございます。続きまして、第7項社会教育費第1目社会教育総務費、学校プール開放業務委託料についてご説明いたします。これは、中山小学校、信篤小学校の2校におきまして耐震補強工事の影響から、また、北方小学校におきましてはことし3月の東日本大震災で被災した影響から、それぞれプー

ル開放が中止となりましたこと等によりまして、当初予算に不用額が生じたため、242万6,000円の減額補正を行うものでございます。続きまして、第2目文化財費についてご説明申し上げます。まず、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡用地購入費でございますが、これについては歳入でもご説明いたしましたとおり、不動産鑑定士による土地価格調査を行いましたところ、当初予算を上回る結果となりましたことから、2,299万6,000円の増額補正を行うものでございます。また、当該用地の家屋等移転補償金につきましても、専門業者が調査を行いましたところ、当初予算を上回る調査結果となりましたことから、720万3,000円の増額補正を計上するものでございます。続きまして、13ページをお願いいたします。第9目青少年育成費、放課後保育クラブ施設借上料についてご説明申し上げます。これは、ことし3月の東日本大震災によりまして、塩焼小学校に設置しております放課後保育クラブの建物が損傷し、使用できなくなったことにより、借り上げの契約を解除いたしまして借上料に不用額が生じたため、214万2,000円の減額補正を行うものでございます。以上、歳出について合計で8,171万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。小学校費の小学校営繕事業でございますが、これは歳入歳出予算補正でご説明いたしました北方小学校の渡り廊下新築工事の工期につきまして、今年度末の完成が困難でありますことから、その工事費となります4,300万円を平成24年度に繰り越すものでございます。次に、債務負担行為補正についてご説明いたします。まず、市川駅南口図書館指定管理料でございますが、これは、平成23年度末で当該指定管理者との指定期間が満了となることに伴い、平成24年度当初から改めて指定管理者による管理運営を実施する必要がありますことから、平成23年度中に基本協定を締結するために3億2,500万円の債務負担行為を設定するものでございます。次に、放課後保育クラブ指定管理料でございますが、これも同様でございます。平成23年度末で放課後保育クラブの指定管理者との指定期間が満了となることに伴いまして、平成24年度当初から改めて指定管理者による管理運営を実施する必要がありますことから、平成23年度中に基本協定を締結するために54億3,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。次に、小学校校舎耐震補強事業でございますが、これは、稲荷木小学校の校舎2棟の耐震補強工事に係る設計委託料及び耐震補強工事費について9,500万円の債務負担行為を設定するものでございます。なお、稲荷木小学校の耐震補強事業につきましても、既に校舎1棟分の債務負担行為が平成22年度に設定されておりまして、今回の2棟分の追加設定によりまして3棟一括発注による施工として、平成23年度から25年度の3カ年で計画しているものでございます。次に、中学校建替事業についてご説明いたします。対象は第四中学校の体育館でございますが、第四中学校の体育館新築工事の工期は平成24年7月から25年2月下旬まで

を予定しておりますが、その工事予算執行及び工事に伴う周辺家屋等の調査委託は平成23年度中に着手する必要があることから、5億6,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。次に、学校保健定期健康診断委託費でございますが、これは、幼稚園、小学校、中学校の健康診断を毎年度4月当初から実施していることから、平成23年度中に委託契約を締結する必要があるため、3,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。最後に、地方債補正につきましてご説明いたします。これは、歳入の補正において、第20款市債を増額補正することに伴いまして、市債の限度額についても変更する必要が生じたものであり、教育費分として3,000万円の増額、災害復旧費分として6,580万円の増額となっております。なお、この補正予算案につきましては、これから開会となります12月議会で議決されますと予算として確定するものでございます。説明は以上でございます。なお、ご質問につきましては、各担当課の所属長より回答させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

12ページですけれども、放射線量低減対策作業委託料が小学校、中学校それぞれありますね。これは全く市単独で出すのですか。例えば東電から少しおりてくるとか、国からおりてくるといふことはないのですか。

○ 教育施設課長

放射線の取り組みに関してでございますけれども、国のほうで基準を定めまして、今、地区を指定する作業に入っております。市川の場合、先日、文部科学省から航空測量で飛行機、ヘリコプターによりまして空間線量を測定しまして、国の基準を超えたところにつきましては国が指定をしていくという作業に入っております。まだ市川の場合にそこまではいっていないことと、放射線量自体がかなり低いということで指定には入れないと考えております。今現在は市単独の事業として予算計上しておりまして、今後、国の動向を見ながら、また対象になれば申請していくという方向でございます。

○ 吉岡委員

同じところですが、歳出の小学校費、新設工事費で北方小学校渡り廊下新築工事費がございます。これは前のときに崩れたわけですから、今度建てるものは、そういうことを全部考慮に入れて工事費を出しているのですか。同じことが起きると、また同じようなことが起こってしまう。

○ 教育施設課長

工事費につきましては、6月補正でまず取り壊しの工事費をいただきまして、既にもう取り壊しまして子どもたちの安全確保を図っているところでご

ざいます。渡り廊下がなくなっていましたので、1階のグラウンド側に仮設の渡り廊下をつくりまして、子どもたちが管理棟から教室棟まで雨に濡れないように屋根つきの仮設で対応しているところがございます。今設計しておりまして、新しく建てます渡り廊下は現状と同じレベルで2階、3階、4階をつなぐ形をとっております。地震のときに崩れた既存の構造は、片方が校舎に寄りかかっている状況で、片方に柱が建っているという逆L字型になっておりましたので、その校舎で受けている部分がかかなり幅が狭いということで、そこに力が加わって亀裂が生じて落下の危険性が生じました。今後につきましては、来年度、管理棟の耐震補強工事も行います。耐震補強工事が終わった後に渡り廊下の新設が入りますけれども、今度は両方から支え、独立した形で建てられる状況で、今後、地震が来ても倒壊するおそれはないような形で設計しております。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第34号につきましては、教育委員会として市長への意見はなしということによろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見はなしといたします。次に議案第35号 市川市立大洲小学校校舎耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育施設課長

議事日程14ページをお願いいたします。提案理由でございますが、市川市立大洲小学校校舎耐震補強工事について、総合評価一般競争入札による競争入札の結果、落札者との間に工事請負仮契約を締結いたしましたので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして提案するものでございます。15ページをお願いいたします。工事の概要でございますけれども、1工事名、市川市立大洲小学校校舎耐震補強工事、工事場所、市川市大洲4丁目18番1号、請負代金、1億7,262万円、契約方法は総合評価一般競争入札でございます。契約相手は東京都新宿区津久戸町2-1、株式会社熊谷組首都圏支店、専務執行役員支店長、吉川 定、工事概要でございますが、耐震補強工事の概要としまして鉄骨ブレース増設、建物概要は鉄筋コンクリート造地上4階・塔屋1階建、延4,776㎡、建設年度は昭和54年度でございます。続きまして、18ページをお願いいたします。入札の結果でございますけれども、4番の入札結果、今回、2社が応募されておりまして、1社が株式会社熊谷組、もう1社が岩堀建設株式会社、この2社によりまして総合評価一般競争入札を行いまして、入札書記

載金額の入札額と技術評価点を総合的に評価いたしまして、評価値が熊谷組が0.7603、岩堀建設が0.6732ということで、熊谷組の落札を決定したところでございます。熊谷組の主な工事経歴でございますけれども、平成21～22年度にかけまして市川市立第二中学校外校舎1校耐震補強工事を行っております。また、21～22年度、同じく大柏小学校外1校校舎耐震補強工事を行っているところでございます。具体的な図面、配置図等につきましては、19ページから資料がございますので、ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

入札方法の総合評価一般競争入札というのは具体的に言うとうどういうことですか。

○ 教育施設課長

一般競争入札では金額だけを入札して落札者が決まります。まず、市が設計をいたしまして設計額が決まりまして、そこから予定価格を市のほうで設定します。それに基づいて業者は市が設計した設計図書を見まして金額をはじいて入札をして、金額の多寡によって落札を決定するのが通常の一般競争入札でございます。こういった大きな工事とか特殊な工事につきましては、総合評価ということで、金額以外に技術提案を求めて業者の優劣を競って評価していくという形をとっております。この場合も、大洲小学校の実際の建物を想定しまして、各業者の持っているノウハウを使いまして耐震補強工事の工法、こちらでいきますと鉄骨ブレース増設で、校舎の外側に鉄骨の枠をはめまして校舎自体に耐震性を持たせるという工事の提案を受けております。そういった工事の提案とか、また、学校ですので、子どもたちの安全管理、そういったものを総合的に評価しまして、その評価点と金額を合わせまして決定していくというシステムになっております。

○ 吉岡委員

そうすると、設計の段階で耐震のやり方は、枠をはめるのもあるし、中の壁をふやすとか、いろいろなやり方があって相当額が違うのですね。そういうことも全部、設計のほうで、この学校はこういうような補強の仕方が一番いいのではないかということで一般公募して出すのですか。これについてやる業者を選ぶということですか。

○ 教育施設課長

工法には、こちらのように鉄骨を外側につけたり、また、柱を太くしたり、場合によっては空間に壁をもう1枚増設するなどいろいろな方法がございます。こちら側の要求水準で I_s 値を幾つまでに上げなさい、また、条件とし

ましては、当然学校ですので、子どもたちが暗くならないように、中には遮蔽物をつくらない、また、学校の開校中については工事はしないと、そういった条件を付しまして提案を求めている状況でございます。したがって、同じ学校においても、業者によっては外付け鉄骨ブレースだとか、また、コンクリート巻きで柱を太くしたりとか、そういったいろいろな提案が出てまいります。それを総合的に市の単価に置きかえて計算して比較していくというやり方をしております。

○ 五十嵐委員

今までやった二中とか大柏小学校では何か問題点とか、よかった点とかは出ていますか。

○ 教育施設課長

工事がすべて終わりますと、市川市の場合ですと管財部で現場のチェックをしていきながら評価をしていきまして、採点をした上でランクづけしていきます。今まで行いました実績でございますけれども、特に問題点はなく執行しております。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第35号につきましては、教育委員会として市長への意見はなしということによろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見はなしといたします。次に議案第36号 市川市立東国分中学校校舎耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育施設課長

議事日程の23ページをお願いいたします。市川市立東国分中学校校舎耐震補強工事について、総合評価一般競争入札方式による競争入札の結果、落札者との間に工事請負仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものがございます。先ほどの案件と同様のケースでございます。工事の概要でございますが、24ページをお願いいたします。工事名は市川市立東国分中学校校舎耐震補強工事、工事場所は市川市東国分3丁目5番1号、請負代金額が2億790万円、契約方法は同じく総合評価一般競争入札でございます。契約の相手は千葉県市川市若宮3丁目1番18号、上條建設株式会社、代表取締役、上條憲司、工事概要でございますが、耐震補強工事の概要としましては鉄骨ブレース増設、建物概要は鉄筋コンクリート造地上4階・塔屋1階建、延5,379㎡、建設年度、昭和55年度でございます。続きまして、27ページをお

願いたします。入札の結果でございますが、こちらは上條建設1社の入札ということで、先ほどと同じ総合評価一般競争入札におきまして入札の金額、または技術評価点を評価しまして、評価値が0.6364ということで落札決定したところでございます。主な工事経歴でございますが、平成20～21年度にかけまして市川市松香園新築工事、また、平成16～17年度、市川市東山魁夷展示館建築工事を行っております。工事の概要につきまして、図面等につきましては、以後のページに記載されております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

入札者が1社ということですが、さっきの案件は2社でしたけれども、今、建設業界はどれも困っている状況で、震災以降は若干違うでしょうけれども、随分少ないなという印象です。

○ 教育施設課長

いずれも市川市が耐震補強工事を発注した際に、全国的に今、学校の耐震補強工事が急ピッチで進んでおります。国も平成27年度までに全学校の耐震化を完了するというので、ここ数年来、かなり件数が多く発注されております。市川市でも、以前、発注したところ、受け手がいないということで契約が成り立たないということがございました。それで、当時は設計と工事を別々に発注していましたが、業者が決まらないということで、大手業者の企業力を使いまして、設計した業者が引き続き施工するという設計施工一括発注方式をとっております。そういう中、まだまだ、各市、耐震補強工事にはかなり取り組んでおられて、そういう意味でなかなか手を挙げてくる業者が少ない。確かに業界としてはかなり厳しい経済状況でございますけれども、耐震に関しましては発注が多く出ている。そういう結果がこういうことにならわれていると感じております。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第36号につきましては、教育委員会として市長への意見はなしということでよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見はなしといたします。次に議案第37号 市川市市川駅南口図書館指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 中央図書館長

資料は32ページから34ページでございます。平成24年4月1日から市川市市川駅南口図書館を管理する指定管理者の指定について、平成23年12月市議会定例会に議案提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市川市長から教育委員会に対して意見を求められたことから提案するものです。12月市議会定例会に提出する議案の内容ですが、1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、市川市市川駅南口図書館、2 指定管理者となる団体、東京都中野区弥生町2-8-15、株式会社ヴィアックス、代表取締役社長、小川巧次、3 指定の期間、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。以上が議案内容です。次に、指定管理者候補者の選定に係る審査につきまして説明いたします。指定管理者候補者につきましては、市川市公の施設の指定の手續等に関する条例第4条の規定及び公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針に基づき生涯学習部が所管する公の施設の指定管理者候補者選考委員会による第1次審査及び遠峰副市長を会長とする公の施設の指定管理者候補者選定審査会による第2次審査を行った上で、市長の承認を得て選定したものです。市川市市川駅南口図書館の指定管理者候補者の公募に対しまして3団体の応募がありましたが、これら3団体の応募内容について公立図書館サービス及び公立図書館ネットワークに関する考え方、指定施設を円滑に管理運営できる人員の確保、指定施設の特色を生かした具体的な事業提案等を総合的に勘案し、株式会社ヴィアックスが最も高い評価となったため選定されたものです。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

前にもお話を聞いたような感じがするのですが、この利用状況で、今までやった評価は利用者のアンケートか何かはとっているのですか。

○ 中央図書館長

指定管理者が独自に、年に2回アンケートをとってございます。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第37号につきましては、教育委員会として市長への意見はなしということによろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見はなしといたします。次に議案第38号 市川市放課後保育クラブ指定管理者の指定についてを議

題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 青少年育成課長

議事日程35ページをごらんください。平成24年4月1日から市川市放課後保育クラブを管理する指定管理者の指定について平成23年12月市議会定例会に議案提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市川市長から教育委員会に対して意見を求められたことから提案するものでございます。12月市議会定例会に提出する議案の内容でございますが、36ページをごらんいただきたいと思っております。1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例第2条及び別表に規定する放課後保育クラブ、2 指定管理者となる団体、千葉県市川市東大和田1丁目2番10号、社会福祉法人市川市社会福祉協議会、会長、伊与久美子、3 指定の期間、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。なお、この指定管理者の選定に係る審査についてでございますが、指定管理者候補者につきましては、市川市公の施設の指定の手續等に関する条例第13条第1項の規定を適用し、公募を行わずに特定の団体を選定したものでございます。この候補者の審査については、生涯学習部が所管する公の施設の指定管理者候補者選考委員会による第1次審査及び遠峰副市長を会長とする公の施設の指定管理者候補者選定審査会による第2次審査を行った上で、市長の承認を得て選定したものでございます。市川市放課後保育クラブの指定管理者の候補者として社会福祉法人市川市社会福祉協議会を選定した主な理由といたしましては、市川市放課後保育クラブの管理運営の考え方が妥当であること、当該団体が当該指定施設の管理を良好に行っていること、または行うことができると認められること、指導員及び補助指導員の配置及び補充、交代体制が十分であること、また、保護者へのアンケート結果では、満足度の高い保育クラブ運営となっていることなどでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

今の保育クラブですけれども、社会福祉協議会に指定した理由の1番をもう1回おっしゃってください。

○ 青少年育成課長

こちらの理由でございますが、市川市放課後保育クラブの管理運営の考え方が妥当であること。

○ 吉岡委員

だから1つに絞って、こちらから競争相手もなしにやったというお話があ

ったのですけれども、社協が妥当だと認める市の理由ですね。

○ 青少年育成課長

今のは主な理由ということで、このほかにも先ほど申しあげましたように施設の管理運営は良好に行っていること、あるいは指導員、人事体制とか、これらとともにモニタリングによる評価、あるいは選定審査会の中において評価表を用いまして、総合的にこの団体が適正であるかどうかという評価をいたしております。

○ 吉岡委員

管理運営が妥当というのは、それで1本に絞っているような感じがしましたが、僕は競争しても社協が勝つと思うのです。今までの実績を見ると大変よくやっていると思うのですけれども、ただ、1番目の理由の管理運営が妥当というのは、どういう判断で管理運営が妥当ということを1番に入れているのかがわからなかったのでお聞きした。

○ 青少年育成課長

こちらのほうは既に21年度から本年度までの3年間、その前の3年間と2回、3年間ずつで6年間指定管理者に指定しております。また、その前にも委託事業としてこの社会福祉協議会に事業を委託しておるわけですが、この間の実績等々を調査いたしまして、保育クラブの運営に対する熱意とか姿勢が十分にあると判断して評価表にとらえております。

○ 内田委員

今のは整理の仕方が違うのではないですか。全体として妥当だと判断しても、それが1つの理由として書かれているようなことでしょうか。そうではなくて、総括評価としてそういう評価をしました。その理由は、2つ目以下、さっきあったと思いますけれども、そういうことだったらわかると思います。妥当だと判断したのは、以下の理由で妥当なわけでしょう。以下の理由が別々の理由として全体の総合評価が第1、次が第2と、こういう感じで言われたので、わかりにくいという話になったのだと思います。つまり、文章の整理の仕方ではないですか。

○ 生涯学習部長

只今の件につきまして、言われている妥当だという形で、申しあげましたように委託から始まりまして、指定管理5カ年何カ月の実績を見た上で、職員を集める力とか能力とか保護者のご意見を聞いた上で、社会福祉協議会がよくやっている。それと、放課後保育クラブという形でかなり多くの児童の方が集まっております。市川市全域で八十何カ所で3,000名ぐらいの児童を見ています。そうしますと、スタッフを集めるだけでも二百何名の指導員を集める。そのほかに臨時職員ですとかを全部集めないといけない。それだけの能力を持った法人ですと、今のところ考えられるのが、前回も検討した中で社会福祉協議会しか今ないのではないかと。それで、社会福祉協議会の実

績を見た上で、非常に優秀になされているので、今回このような形の1者選定としたものでございます。

○ 吉岡委員

ほかの市でも保育クラブがあるわけですね。逆に言うと、みんな社協に頼むのですか。

○ 生涯学習部長

社会福祉協議会に頼んでいるかということですが、放課後保育クラブという形で、一般的には市がやっているものと民間でやっているものがございませぬ。市川市が放課後保育クラブをこれだけ大々的にやっている市町村は全国でもかなり珍しいものがございませぬ。運営の仕方としましては、保護者の方が集まった中で部屋を借りて運営している場合ですとかいろいろなケースがございませぬ。ですから、すべてが社会福祉協議会という形ではございませぬ。かえって社会福祉協議会が受けていただいているほうが少ないと思ひませぬ。有志が集まった中でやられているほうが多いと思ひませぬ。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第38号につきましては、教育委員会として市長への意見はなしということによろしいでしょうか。ご異議はございませぬか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めませぬ。本案に対する教育委員会の意見はなしといたしましませぬ。本日の議事は以上でございませぬが、皆様から何かございませぬか。

○ 他の委員

ございませぬ。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成23年11月定例教育委員会を閉会いたしましませぬ。

(午後 3 時59分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

中村 ふい江

委員

内田 茂秀